

令和3年2月後期定例会 議事録

- ・開催日時 令和3年2月25日(木曜日) 14時11分～16時02分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者 (委員)伊藤委員長 松尾委員 内田委員
(事務局)稲富事務局長 角田副事務局長 森岡人事主幹
鶴澤係長 古賀係長 江口係長 萩原主事

議事事項

1 委員長の選挙について

令和3年2月22日付け人事委員会委員の就任に伴い、地方公務員法第10条第1項の規定に基づく選挙の結果、伊藤正委員を委員長に選任した。

2 委員長職務代理者の指定について

伊藤委員長は、地方公務員法第10条第3項の規定に基づき、委員長職務代理者の第1順位に松尾弘志委員を、第2順位に内田信子委員を指定した。

3 令和3年2月前期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

4 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について

令和3年2月定例会県議会に提案される4件の条例(案)について、佐賀県議会議長から地方公務員法第5条第2項の規定に基づき意見を求められたため、内容を検討した結果、異議がない旨回答することを決定した。

【説明】

乙第1号議案 佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例(案)

1 改正の内容

| | 改正の内容 | 概要 | 該当条項 |
|---|---|---------------------|----------------|
| | | | |
| ア | 給料表の改正 行政職給料表及び研究職給料表について、人事委員会規則で定めるものの給料月額に6,000円をそれぞれ加算することについて規定 | R2 勧告 どおり | 改正後の別表第1及び別表第3 |
| イ | 等級別基準職務表の改正 行政職給料表及び研究職給料表の等級別基準職務表について、職務の級と標準的な職務との対応関係を見直すもの | R2 報告を 踏まえた改正 | 改正後の別表第5及び別表第7 |
| ウ | 給料の切替えについて規定 ・特定の職務の級の切替え ・号給の切替え ・切替えの特例 ・切替日前の異動者の号給の調整 | R2 勧告を 踏まえた改正 | 条例附則第2条～第5条 |
| エ | 給料月額に加算する額の経過措置を規定 令和4年3月31日までの間は、上記アの加算額を4,000円とする旨規定 | R2 勧告 どおり | 条例附則第6条 |
| オ | 給料の切替えに伴う経過措置を規定 給料月額が令和3年3月31日に受けていた給料月額に達しない場合、令和8年3月31日までの間、その差額に相当する額を給料として支給することを規定 | R2 勧告を 踏まえた改正 | 条例附則第7条及び第8条 |
| カ | その他所要の規定 | | |

2 施行期日

令和3年4月1日

3 検討内容

本件条例の内容は、令和2年12月23日付け佐賀県人事委員会報告及び勧告を踏まえたものとなっており、異議ないものと認められる。

乙第3号議案 佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）

1 改正の理由

会計年度任用職員に対する手当（手当に相当する報酬を含む。以下同じ）の支給要件を改めるため。

2 改正の内容

会計年度任用職員に対して支給する手当の額及びその支給対象について、常勤の一般職の職員（以下「一般職」という。）の例により難しい場合においては、任命権者が別に定めることとした。（第2条及び第3条関係）

3 施行期日

令和3年4月1日

4 検討内容

会計年度任用職員に対して支給される手当の額及びその支給対象については、一般職との均衡を考慮し、一般職の例によることとされている。

こうした中、知事部局において、会計年度任用職員の特殊勤務手当（教務手当）の規定の適用に当たり、一般職は職業訓練指導員の有資格者が手当の対象業務に従事するが、会計年度任用職員は職業訓練指導員その他の有資格者が同様の業務に従事するといった実態があったことを踏まえ、一般職の例により難しい場合の規定を設ける必要が生じた。

今回の改正内容は、会計年度任用職員に対して支給する手当の支給要件について、会計年度任用職員の勤務形態、従事する職務の内容や責任、それぞれの手当の趣旨等を考慮し、各任命権者の実情に応じて一般職の例により難しい場合に手当を措置できるようにするための改正となっており、適当であると考えられる。

以上のことから、異議ないものと認められる。

乙第9号議案 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例（案）

1 改正の理由

災害発生時に学校が避難所となった場合に、避難所運営業務に従事したときの教員特殊業務手当の支給区分を改めるため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

教員特殊業務手当の額を以下のとおり改定する。

| 業務内容 | (現行) | (改正案) |
|----------------------|----------|---------------------------|
| 非常災害時等の緊急業務 (第1号) | 8,000円/日 | → 8,000円/日以内で人事委員会規則で定める額 |

3 施行期日
公布の日

4 検討内容

今回の見直しの対象となる教員特殊業務手当は、学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で、児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに、日1日につき8,000円が支給される手当である。

近年、全国で災害が激甚化し、本県においても数十年に一度と言われる特別警報級の自然災害が毎年発生している中であって、県教育委員会において学校での災害対応を見直すこととされた。具体的には、災害時に設置される避難所運営に係る業務について、これまでは、第一義的には市町が責任を負うものであり、大規模災害など真にやむを得ない状況下ではじめて教育職員が協力することが想定されていたが、今後は、市町職員や自主防災組織などに避難所運営を引き継ぐまで、一時的ではあるが、教育職員が避難所開設の準備や運営に主体的に従事することとし、これまでの想定よりも幅広い新たな業務に対応していくよう見直すこととされた。

今回の改正は、上記業務の見直しに伴い、教員特殊業務手当の手当額を「8,000円」から「8,000円以内で人事委員会が定める額」に見直すものであるが、これは、被災状況の確認や施設内における避難場所の指定、避難住民・車等の誘導、避難者名簿の作成など多岐に渡る災害時の避難所運營業務に教育職員が主体的に対応していくといった他の都道府県には想定のないものであり、心身に著しい負担を与える災害発災直後の初動対応に係る部分に手当を措置するための改正であり、異議ないものと考えられる。

乙第11号議案 佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（案）

1 改正の内容

| | 改正の内容 | 概要 | 該当条項 |
|---|---|-------------------------|-------------|
| | | | |
| ア | 給料表の改正 行政職給料表について、人事委員会規則で定めるものの給料月額に6,000円をそれぞれ加算することについて規定 | R2 勧告 どおり | 改正後の別表第3 |
| イ | 等級別基準職務表の改正 行政職給料表の等級別基準職務表について、職務の級と標準的な職務との対応関係を見直すもの | R2 報告を 踏まえた 改正 | 改正後の別表第7 |
| ウ | 給料の切替えについて規定 ・特定の職務の級の切替え ・号給の切替え ・切替えの特例 ・切替日前の異動者の号給の調整 | R2 勧告を 踏まえた 改正 | 条例附則第2条～第5条 |
| エ | 給料月額に加算する額の経過措置を規定 令和4年3月31日までの間は、上記アの加算額を4,000円とする旨規定 | R2 勧告 どおり | 条例附則第6条 |
| オ | 給料の切替えに伴う経過措置を規定 給料月額が令和3年3月31日に受けていた給料月額に達しない場合、令和8年3月31日までの間、その差額に相当する額を給料として支給することを規定 | R2 勧告を 踏まえた 改正 | 条例附則第7条 |
| カ | その他所要の規定 | | |

2 施行期日

令和3年4月1日

3 検討内容

本件条例の内容は、令和2年12月23日付け佐賀県人事委員会報告及び勧告を踏まえたものとなっており、異議ないものと認められる。

5 職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

短時間勤務職員の年次休暇については、勤務時間等規則の運用通知の規定により年
の途中で新たに採用された者で1週間あたりの勤務時間数が29時間以上の職員は常
勤職員と同等と扱う(週5日勤務とみなす)こととしているが、年の当初(1月1日)に
新たに採用された職員には、同様の規定がなく、同じ短時間勤務職員の中で採用月
による年次休暇付与日数の不均衡が生じており、それを解消するため。

2 改正の内容

- (1) 短時間勤務職員の年次休暇付与日数の算定に関し、1週間あたり29時間以上の
勤務時間が定められている職員については、常勤職員と同等と扱う(週5日勤務
とみなす)こととした。(第6条関係)
- (2) 押印見直しに関する所要の改正を行うこととした。

3 施行期日

令和3年4月1日から施行。ただし、(2)については、公布の日から施行

6 佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

会計年度任用職員の休暇の基準について、年次休暇の付与時期等に関する見直し
及び産前産後通院休暇及び妊娠通勤緩和休暇を無給休暇から有給休暇に改めること
により所要の改正を行う必要があるため。

2 改正の内容

- (1) 年次休暇について、一会計年度ごとの休暇とし、会計年度任用職員の任用時
に付与することとした。(第13条関係)
- (2) 産前産後通院休暇及び妊娠通勤緩和休暇について、無給休暇から有給休暇に
改めることとした。(別表第3関係)
- (3) その他所要の改正を行うこととした。

3 施行日

令和3年4月1日

7 佐賀県職員の任用に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案どおり決定した。

【説明】

1 改正の概要

大学卒業程度及び高等学校卒業程度の職員採用試験の区分について、「総合土木」の項を「土木」に改め、農業土木の項を加えることとした。（別表関係）

2 施行期日

公布の日のから施行

報告事項

1 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会等からの要請書について

公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会、公務労組連絡会等から全国人事委員会連合会会長への要請書及び同要請に対する全国人事委員会連合会会長の回答内容について、事務局から報告した。

その他

1 行事予定について

2 職務・職責に応じた給与制度の見直しに伴い改正等が必要な人事委員会規則等について